

平成26年1月31日

刑事司法の存在意義 ～弁護士から見た裁判員裁判～

浅井裕貴

第1 裁判員裁判を含め刑事裁判はなぜ必要なのか

1 犯罪をした人に罰を与えるため

犯罪をした人に対し、国が罰を与えることによって、復讐が続くことを防ぐ。

しかし、これだけでは、十分とはいえない。

2 犯罪をしていない人に間違って罰を与えないため

犯罪をしていないのに、罰が与えられるような世の中では、安心して生活ができない。

安心して生活をするためにも、刑事裁判が必要。

第2 刑事裁判の基本的な考え方

1 証拠裁判主義

証拠に基づいて裁判をしなければならないということ。

今では当たり前だが、大昔はそうでもなかった。

2 適正手続

裁判では、証拠について適正なルールが決められており、そのルールをクリアしたものだけが、裁判で証拠として使うことができるということ。

適正なルールの中で、特に忘れてはいけないのが、被告人の言い分に耳を傾けること。

3 疑わしきは被告人の利益に

裁判官や裁判員が、被告人の有罪を「確信」できなければ、有罪にはできないということ。「疑わしい」「怪しい」くらいでは有罪にできない。

↓

「確信」とは、「常識」にしたがって考えて、合理的な疑問が残らないくらいに、被告人が犯罪をやったと考えられる場合をいう。

傷害致死（しょうがいちし）で逮捕された人でも、後で間違いだったとされた例もある。

第3 裁判員裁判がつくられた理由

「常識」とは、一般の方の常識である。

↓そこで

一定の重い犯罪について裁判をする場合には、一般の方に、裁判所へ来ていただいた方が、より常識にしたがった判断になると考えられた。

ただし、何かややこしい判断を求められるのではなく、それぞれの常識にしたがって証拠を見てもらうことが求められている。

第4 常識についての誤解

常識にしたがって証拠を見たうえで判断しなければ、被告人を有罪にはできない。

ここで言う「証拠」とは、適正なルールにしたがっているものだけを指す。

↓だから

適正なルールに基づかない、ワイドショーで流れているような単なる噂話や思い込みは、裁判では使えない。

↓そこで！

弁護士は、単なる噂話や思い込みだけで判断が下されていないか、証拠を

見てもらえているか、特に、被告人の言い分に耳を傾けてもらえているか、をチェックする必要がある。

第5 裁判員裁判で弁護士が心にかけていること

1 証拠の**絞り込み**

証拠が多すぎると、裁判員の方を困らせてしまう。

なので、証拠を絞り込んで、裁判所に提出している。

2 **分かりやすい語り**

裁判員の方に分かってもらえなければ、意味がない。

※最後に、実演を聞いてください。